

第2編 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。

このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害等の防止対策の推進 (建設課, 農政課)

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止事業の推進

本市は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。そのため、これらの危険が予想される箇所を降雨、台風時には巡回して監視するとともに、県に対して各種砂防工事(砂防堰堤、溪流保全工)を促進するように要望する。

また、森林の持つ土砂流出防備や保水機能により、山地や溪流の崩壊、洪水の予防を図るとともに、木材資源の保護や培養を図るため、造林事業の推進に努める。

(1) 土石流危険溪流

市は、土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。【資料編3 3-2, 3-3参照】

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

市は、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。【資料編3 3-1参照】

(3) 地すべり危険箇所

市は、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。【資料編3 3-4参照】

(4) 山地災害危険箇所

市は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。【資料編3 3-5, 3-6参照】

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域

市は、急傾斜地崩壊危険区域又は津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の危険住宅移転事業を行う。

(6) 主要交通途絶予想箇所

市は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の部署において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

(7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。【資料編3 3-7参照】

① 土砂災害警戒区域の指定

ア 市は、県と連携し、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。

イ 市は、土砂災害警戒区域内にある災害時要配慮者施設への土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ 市は、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布又はその他必要な措置を講ずる。

② 土砂災害特別警戒区域の指定

市は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築する

ための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

③ その他の災害危険箇所

市は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等(砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び林地荒廃防止施設等)の機能を確保するため、砂防施設等管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

3 災害危険箇所等の調査結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県地域振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所にある地域の自主防災組織のリーダーや住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日頃から地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所を発見したときは、速やかに市に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

① 市は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

② 市は、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

① 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法の周知を図る。

② 災害危険箇所のほか、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した

地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

- ③ 広報誌等により、また、自主防災組織や自治公民館等の総会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

4 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市は気象予警報が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

市は、特に災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成する。

① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際の留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

② 住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、自治公民館放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

③ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

④ 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独

居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

⑤ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。（一般災害3-2-25「避難指示等の発令」参照）

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4），気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞りこんで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

⑥ ハザードマップ等の作成

市は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供できるよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織の育成・強化に努める。

（住民の自主的避難の指導方法は、「第2編第3章第3節 自主防災組織の育成強化」参照）

(5) 避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

（避難方法は、「第2編第3章第2節 防災訓練の効果的実施」参照）

第2 農地災害等の防止対策

1 農地保全施設の整備

本市は、シラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。

このため、市は、台風、大雨等による土砂崩壊防止、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、ダム、ため池、排水機、水門、樋門等の農地保全施設の整備を実施し、災害の発生防止に努める。

特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また、県及び市は、ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進 (建設課, 農政課, 水産商工課)

本市は、台風常襲地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部を抱える地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすいため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。

このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本市は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとに置かれていることから、未改修河川等の河川整備については、長期的展望に立ち、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進する。

(2) 河川及び治水施設の整備対策

市内の河川法適用河川で改修済みの河川は、ある程度の水害に耐えうるよう整備されているが、堤防より居住地側の地盤が洪水時の水位や潮位に比べて低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、洪水等が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが見込まれるため、川岸の災害防止対策として、必要区間について、居住地側の資産状況等を勘察し、護岸施設等の整備を進める。

併せて、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、ホットラインの運用や河川管理施設の維持管理を的確に行い、河川災害の防止に努める。

2 河川等重要水防箇所等の把握、周知

市は、河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。【資料編9 9-1参照】

また、市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険性を住民等に周知する。

(1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

(2) 避難路上の障害物などの把握

(3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

(4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

3 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

災害危険箇所の警戒体制の確立、避難対象地区の指定、警戒巡視員の選任等、避難計画の整備、住民の自主的避難の指導及び避難訓練等については、「本章 第1節 土砂災害等の防止対策の推進」に準じて行う。

4 重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「枕崎市水防計画書」に示す危険箇所内の堤防等の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

5 特別警戒水位の設定

市長は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定されている河川（資料編5-4「水位周知河川及び水防警報河川」参照）において、水防法第12条第2項に規定する警戒水位（はん濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として定められている洪水特別警戒水位（はん濫危険水位、水防法第13条）に達したときは、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。指定河川などに係る事項については同計画書に定めるところによる。

6 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

市長は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努め、把握した浸水実績等について、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として住民等に周知する。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

本市は、台風時の高潮や波浪等による被害が発生しやすいので、海岸保全施設の整備を推進する。

2 既存海岸保全施設の老朽化点検、改修

市は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3 高潮等のリスクの低減

市は、漁港における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。

港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。

第3節 防災構造化の推進 (企画調整課, 建設課)

市内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた市内の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

市は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

2 市街地再開発事業の推進

都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が增大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することにより、避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導

市は、新規開発等の事業に際して、各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を推進する。

2 消火活動困難地域の解消

市は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、市は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消火活動困難区域の解消に資するとともに、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

市は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合においては、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、パンフレットの配布等や建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

市は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、その補修指導に努める。

第5 市街地・集落の防災構造化

人口が集積する市街地や各地域の中心集落においては、風水害や火災等による大きな被害が予想されるため、良好な市街地・集落の形成や快適な居住環境の整備等と併せて、防災面での環境改善を図る。

1 市街地の防災構造化

市では、街並みの保全と併せて道路、駐車場等の都市基盤整備や、地区計画及び建築協定等による市街地整備を推進する。

また、土砂災害を防止するため、未利用地、荒廃地等の計画的土地利用を図り、地域の環境改善及び防災基盤の強化を促進するよう努めるものとする。

2 防火・準防火地域の指定

市が行う今後の都市計画において、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。防火地域は建造物の密集する市街地内、準防火地域は防火地域の周辺で指定する。

3 集落の整備

各地域の中心集落では、全体的に木造建築物が密集し、火災が発生した場合には、延焼による大きな被害を受けることが予想されるため、防災化を推進する。

また、集落内は道路が狭く、災害発生時の救出及び消火活動に支障をきたすことが予想されるため、拡幅改良や安全施設等の整備により安全性を確保する。

第4節 建築物災害の防災対策の推進 (財政課, 建設課, 教育委員会, 消防本部)

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、 「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。

第1 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

市は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

2 重要防災基幹施設の安全性の確保

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、市は関係機関と協力し、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認検査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進（市民生活課，農政課，建設課，水道課，水産商工課）

上・下水道，電力，ガス，通信等のライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港等の公共施設等は，地域生活の根幹をなすものであり，これらが災害により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，市及びライフライン事業者は，ライフライン施設や廃棄物処理施設について，風水害等の災害に強い施設を整備するとともに，適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また，県は，広域行政主体として，地域社会の迅速な復旧を図るため，多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は，生命の維持や日常生活に不可欠なため，各水道事業者は，災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが，今後，特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに，引き続き，以下の対策により，被害発生抑制と影響の最小化を図り，災害に強い水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設，管路施設等の水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設，管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれのある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割における配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材，被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設，管路施設等の点検・補修

下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き次の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

- (1) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修等の推進
- (2) 広域的なバックアップ体制の推進
- (3) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

第3 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。

このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3 関係事業者との連携強化

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

4 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

第4 道路の整備

風水害等による災害時における道路機能の確保のため、危険箇所の把握に努めるとともに、道路の防災補修工事や拡幅整備等を推進する。

1 道路防災点検等の実施

風水害等による災害等の発生に備え、道路へのがけ崩れや道路崩壊等の危険がないか、県及び関係機関と協力して道路防災点検を実施し、危険箇所の把握に努める。

2 道路の防災補修工事の推進

道路防災点検調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、各所管はその対策工事を推進する。

第5 橋梁の災害防止

風水害等において、橋梁機能が確保できるように、県及び関係機関と協力して主要な道路の橋梁について橋梁基礎の洗掘点検調査を実施し、補修等の対策工事の必要な箇所での工事を推進する。

1 橋梁基礎の洗掘点検調査

主要な道路の橋梁については、橋梁基礎の洗掘点検調査を実施し、補修等の対策工事の必要な橋梁を選定する。

2 橋梁の補強工事の実施

1の点検調査に基づき、補修等の対策工事が必要な橋梁について、県や関係機関と協力して架替・補強等を推進する。

第6 その他ライフライン施設の災害対策

電力、ガス、通信等のライフライン施設は、住民生活を維持するために必要不可欠なものであることから、各関係機関の定めた防災業務計画に協力するものとする。

第7 ヘリポート施設の災害防止

ヘリポート施設の機能確保

ヘリポートは、災害時の航空交通の確保、ヘリポートを利用した緊急輸送機能の確保等への対応等を行うため、ヘリポート管理者は、災害発生時でもその機能が確保されるよう施設の点検等を適切に実施する。

第6節 防災研究の推進 (全課)

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 シラスの防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

第1節 防災組織の整備（総務課）

風水害等は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に動員・配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保及び携帯電話など参集途上での情報伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

(1) 迅速な動員・配備

各対策部ごとに連絡網を整備し、災害発生時における迅速な初動体制の確立を図る。

(2) マニュアルの整備

災害対策本部職員の動員・配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動

に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(3) 宿直体制による24時間体制

勤務時間内・外を問わず常に職員が迅速な警戒体制が確保できるよう、宿直員による連絡体制を強化する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

(災害対策本部の設置方法は、「第3編第1章第1節 応急活動体制の確立」参照)

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 災害対策本部職員、本部連絡員の育成

災害対策本部職員及び本部連絡員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修を行う。

① 動員配備・参集方法

② 本部の設営方法

③ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災関係機関相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

(自衛隊との連絡手続等は、「第3編第1章第5節 自衛隊の災害派遣」参照)

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 業務継続性の確保

1 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、

電気・水・食料等の確保，災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

1 他県及び九州地方整備局との広域応援協定の締結

九州・山口9県をはじめ，九州・山口9県以外の都道府県及び九州地方整備局とあらかじめ，大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し，日頃から情報交換や連絡調整に努める。

2 本市における県及び他市町村との相互応援体制の整備

市は，鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき，県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し，日頃から情報交換や連絡調整に努める。また，県外の市町村等とも，あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し，日頃から情報交換や連絡調整に努める。

なお，具体的な広域応援体制については，「第3編第1章第4節 広域応援体制」に準じる。

第5 防災倉庫等の整備

災害時の応急救助活動に対応するため，市の防災倉庫の計画的な整備に努める。

また，各地区には，初期救助活動に必要な資機材を保管するため，各消防団格納庫の充実を図る。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備（総務課）

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用電源の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど、多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。【資料編6参照】

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は、定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源の確保

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

3 県総合防災システムの活用

市は、県及び県内市町村との間でインターネット及び光系ネットワークを活用した「鹿児島県総合防災システム」を活用し、災害情報の収集・共有・伝達を行うものとする。

第2 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

市及び防災関係機関は、防災相互通信無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう防災相互通信無線の整備に努める。

2 通信施設の運用の充実

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるように努める。

第3 非常通信体制の整備

1 非常通信体制の整備及び訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と、防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めるものとする。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

第4 広報体制の整備

市は、災害の発生が予測される時又は発生したときは、住民に対して災害に関する情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、車両広報、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール（エリアメール等）、テレビ等、多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第3節 気象観測体制の整備，観測資料の活用 （総務課，建設課）

風水害による被害を未然に防止し，あるいは軽減するため，雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため，市及び観測施設を有する機関は，当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第1 気象観測体制の整備

市及び関係機関における観測施設の整備については，年々充実しているが，まだ十分とはいえないので，現有施設の十分な活用を行うとともに，雨量計，水位計の整備充実を図る。【資料編5参照】

第4節 消防体制の整備 (総務課, 消防本部)

風水害等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化 (消防職員・団員)

(1) 消防組織の整備状況

市の消防組織は、常備消防(枕崎市消防本部, 消防署)と非常備消防(枕崎市消防団)により構成されている。【資料編8参照】

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化の必要性

① 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等を初めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

② 消防団の育成・強化策の推進

市は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実強化を図る。

2 地域住民の出火防止住民の火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における火災を防止するため、自治公民館や自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備・強化

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災等の初期消火等についての知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊）の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防水利，装備，資機材の整備

1 消防水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

① 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

② 南薩畑かん用水施設の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、南薩畑かん用水施設を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

(1) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、枕崎市消防本部において消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備が整備され、消防無線、専用電話回線等の緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。

(2) 消防通信手段の整備方策

① 通信手段（消防救急デジタル無線等）の整備

消防救急デジタル無線設備については、計画的に更新整備を行うほか、基地局・陸上移動局ともに新たに増波された活動波（2波）、主運用波（7波）、統制波（3波）により、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備促進に努める。

ア 衛星通信システム

イ 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、基地局等）

② 通信・運用体制の整備

ア 枕崎市消防本部における消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の維持管理に努め、当該システム等の計画的な更新整備や、緊急時における通報の受理及び出動命令の迅速化を図るほか、消防・救急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制の整備を図る。

イ 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

ウ 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備 (総務課, 福祉課, 教育委員会)

風水害等の災害時には、河川の出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における市長が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 避難場所及び避難所の指定等

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域については、浸水した場合に想定される水深及び居住者数等を踏まえ、適切な避難予定場所を定める。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

自治公民館及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指

定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、市は、学校等を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、「避難所管理運営マニュアル（資料編4-3参照）」に基づいた訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

2 指定避難所の整備

指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。

また、指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保する

ため、非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 指定避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に、備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

4 避難所・避難路の安全確保

避難予定場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮し、また適宜、防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全ルートを複数選定しておく。

第2 避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 基本方針

- ① 市長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）
- ② 市長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて行う。
（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、「第3編 第2章第6節 避難の指示、誘導」参照）
- ③ 市長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。
- ④ 市長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮関連施設のうち、利用者の洪水時の円

滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは、名称及び所在地を本計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

(2) 避難指示等の基準の策定

市長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(3) 避難指示等の実施要領

- ① 市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ地域防災計画等において実施要領を定めておく。
- ② 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、近隣市にも通知しなければならない。
- ③ 市長は、自ら避難の指示を行ったとき又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び地域連絡協議会長）へ報告しなければならない。
- ④ 市長が、避難指示を行う場合は、①及び③に掲げるもののほか、次により行う。
 - ア 市長の行う避難指示等の市における実施担当者は、総務課長とする。
 - イ 総務課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害地域の住民を避難させる必要があると認めるときは、②に基づき避難指示等を行うものとする。
 - ウ 総務課長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は避難指示権者から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに本部長へ報告、通知するものとする。
 - エ ウにより、総務課長は、自ら避難指示等を行ったときは、直ちに関係機関へ報告、通知するものとし、避難所の開設その他救助対策につき直ちに必要な措置をとるものとする。

(4) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

- ① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流出、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。
- ③ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- ④ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。
- ⑤ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 自主避難体制の整備

市は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

また、住民においても豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(1) 崖崩れ

- ① 崖に亀裂ができる。
- ② 崖から水が湧いてくる。
- ③ 小石がパラパラと落ちてくる。

(2) 地すべり

- ① 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。
- ② 地面にひび割れができる。
- ③ 地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったたりする。

(3) 土石流

- ① 立木の裂ける音が聞こえる。巨礫の流下する音が聞こえる。
- ② 溪流の流水が急激に濁りだす。流木が混ざり始める。
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に低下し始める。（上流に崩壊が発生し、流れがせきとめられているおそれがあるため。）

3 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、「本章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実に効果的な方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。その際、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

- ① 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- ② 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ③ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ④ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑤ テレビ・ラジオ・有線放送・携帯電話（緊急速報メールを含む。）等の利用により

伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の一定の地下街等及び要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住

民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、避難行動要配慮者の避難支援体制の整備に取り組む。

【資料編4 4-4参照】

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から要配慮者、特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できるよう手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておく。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

(4) 市外者に対する対応

観光客及び通学者などの市域への流入者や一時来訪者、通行車両等の市域通過者に対しては、基本的に住民と同様の対応を行う。

特に、観光客については、災害時のパニック防止に努めるとともに、掲示板等で災害時の対応について啓発に努める。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また、避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法第15条の3，土砂災害防止法第8条の2）

① 避難体制の整備

要配慮者利用施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

② 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段・方法を確立するとともに、緊急時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

③ 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しや

すい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

④ 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

3 学校等における児童・生徒等の避難体制等の整備

市教育委員会教育長は、市内の学校等における児童・生徒の避難体制を、県立高等学校の学校長は、自校における生徒の避難体制を、次の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

① 教育長は、市内学校等の児童・生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

また、県立高等学校の校長は、生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

② 避難計画は、児童・生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

③ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示等の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

① 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

② 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

③ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

④ 災害が、学校内又は学校等付近で発生した場合、校長は、速やかに関係機関に通報する。

⑤ 児童・生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

⑥ 児童・生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童・生徒及び保護者に周知徹底しておく。

⑦ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

⑧ 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前調査により避難場所等について、確認しておく。

⑨ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、本計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校等ごとに避難場所を定めておく。

第4 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事の委

任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に考慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難所の運営体制の整備

市は、各避難所ごとに避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル」を参考に、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策並びに迅速な情報提供

手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備 (総務課, 福祉課, 消防本部)

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生することが予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助・救急体制の整備

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(1) 市（消防本部を含む。）の救助・救急体制の整備

- ① 枕崎市消防署を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- ② 市は、市内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- ③ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- ④ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を充実させる。
- ⑤ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- ⑥ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- ⑦ 関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助資機材の整備・点検に努める。

2 救助の実施体制の構築

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 孤立化集落対策

市は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と孤立者の救出方法や当該地域と市の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報伝達連絡体制等について、十分に検討しておく。

4 住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。このため、一般住民は、日頃から市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助・救急用装備、資機材の整備

1 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 市（消防本部を含む。）

- ① 土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助事象に対応するため、枕崎市消防署、枕崎市消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備、資機材の整備を次のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
枕崎市消防署	① 救助用ユニット 油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター） ② 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター） 削岩機（軽量型），大型バール，鋸，大ハンマー，スコップ 救助ロープ（10m）
枕崎市消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー，切断機（鉄筋カッター）大型バール， 鋸，大ハンマー，スコップ救助ロープ（10m） ② 担架（毛布，枕を含む。） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布，枕を含む。）

	② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） ④ 防災資機材倉庫等
--	------------------------------------------------------

② 災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

2 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 市（消防本部を含む。）

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備、資機材等の整備を図る。

区 分	整備内容
車両	2 B救急車，高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材，非常用救急資機材，消防隊用資機材，トリアージ・タッグ

第7節 交通確保体制の整備 (総務課, 建設課)

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し救急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 交通規制の実施責任

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 市長 (市道)	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則 (港湾法第12条第1項第10号) 2 港湾施設を使用して、港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため、当該施設の使用を規制する。
海上保安機関	海上保安本部長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条)

		3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合 又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき
--	--	----------------------------------------------------------------------------------

第2 交通規制の実施体制の整備

1 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、次の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 災害における交通マネジメント

- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。
- (2) 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、県公安委員会に対し、緊急通行車両の事前届出を行う。

【資料編11 11-2参照】2 届出済証の受理と確認

(1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

(2) 届出済証の交付を受けた車両については、次の区分により県（危機管理課及び各地域振興局・支局）、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して緊急通行車両である旨の確認を受け、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

確認者	確認車両	受付及び交付場所
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等を行った車両 ○ 県との協定等に基づき災害応急対策に従事する車両 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県危機管理課 ○ 各地域振興局・支庁
県公安委員会	上記以外の車両	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警察本部交通規制課 ○ 各警察署

第8節 輸送体制の整備 (総務課, 建設課)

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 輸送体制の整備方針

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、移送物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から災害の種別、規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、市及び県をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から次について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積地点等の指定

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、次のとおり確保する。

① 自動車による輸送

- ア 災害応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者所有の事業用車両等
- エ その他の民間の車両等

② 鉄道による輸送

③ 船舶等による輸送

- ア 県有船舶等

- イ 漁船等
- ウ 民間船舶等
- エ 海上保安本部所属の巡視船艇等
- オ 自衛隊所属の船舶等

④ 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、あらかじめ指定しておく。（臨時ヘリポートの指定については、資料編11 11-1参照）

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、あらかじめ指定しておく。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

市及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備、資機材の整備

市及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

市及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等との協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業ができるように「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路整備に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備 (健康課)

災害時は、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 緊急医療体制の整備

1 医療体制の整備

市は、県(保健所)、国立病院機構、公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、市医師会、市歯科医師会等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。【資料編10参照】

(1) 救護班体制の整備

① 救護班の編成計画の作成

市立病院、市医師会、市歯科医師会は、救護班の編成計画を作成しておく。

② 救護班の相互連携体制の強化

市は、県(保健所)、国立病院機構、公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、市医師会、市歯科医師会各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

(2) 救護所の設置、運営計画

医療の万全を期すため、災害の状況に応じて救護所を設置する。市は、指定した避難所を救護所として設置するが、その運営に関して、県(保健所)、関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(3) 災害拠点病院(基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院)との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院との連携を強化する。

(4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立についても、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

(5) 情報連絡体制の充実

保健所、DMAT指定病院、救護班派遣病院等(国立病院機構・公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、医師会、歯科医師会等)は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救護・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

2 後方搬送体制の整備

(1) 市、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

① 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市等への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

② 在宅難病患者・長期療養児等への対応

市は、保健所と協力して、保健所が「難病対策業務マニュアル」に基づき作成する要援護難病患者・長期療養児等の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者台帳の情報等を基に災害時避難行動要支援者避難支援計画を作成し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を整備する。

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

1 医療用資機材・医薬品等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、市は各関係機関と協力して、医療用資機材・医薬品等の整備に努める。

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 (総務課, 健康課, 市民生活課, 建設課, 水道課, 教育委員会)

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 市は、被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保するとともに、流通備蓄について事業所と協定を結び計画的な食料の供給体制を確保する。
- (2) 市は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 住民は、7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は、自主防災組織等を通じて、緊急食料の協同備蓄を進める。

2 食料の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努める。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るため、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の準備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

水道事業者は、あらかじめ災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量、水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

(3) ミネラルウォーター製造事業者等との協力

水道事業者は、応急給水の方法として、飲料水を確保するため、管内のミネラルウォーター製造業者名を把握するとともに、協力依頼に努める。

3 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

水道事業者は、日頃から水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

5 風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は、風水害における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

市は、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条、第28条及び第29条に基づき消毒薬の措置を実施する必要があることから、事前に以下の措置を講じておく。

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等で緊急時に調達が困難と予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

市は、従事する職員等を感染症に関する研修会に積極的に派遣し、人材の養成を図っておく。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定）、枕崎市災害廃棄物処理計画（令和2年5月策定）等を踏まえ、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

(2) 広域応援体制の整備

市は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

5 ごみ処理対策

(1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、枕崎市災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第5 農業・主産業災害の防止対策の推進

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導體制の確立

農作物等被害予防対策を確立するためには、市はもとより、関係機関、団体の統一的な指導體制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的な協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

また、試験研究機関にあつては、災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

3 作目別被害予防対策

本市の地理的条件による災害の発生状況を考慮した各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行

い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

5 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう防疫体制を整備するとともに、災害発生時に関係機関・団体間で速やかに情報伝達と協力が得られるよう日頃から連携の強化に努める。

6 漁具、漁船、いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強、陸揚げ、いけすの強度補強、避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

第6 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は、県営及び住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

(1) 市は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。

(2) 市は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 市は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続き等を整えておくものとする。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性についても、十分留意する必要がある。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 文化財管理者に対する防災指導

市教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を次のとおり行うものとする。

① 防火管理の体制を整備する。

ア 防火管理者のもとに火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。

- イ 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- ウ 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- エ 文化財防火デー（1月26日）などの行事を通じて、防火意識の高揚を図る。

② 環境の整理、整頓を図る。

③ 火気の使用を制限する。

ア 火気の使用は、一定の場所を定める。

イ 指定建造物の周囲では、たき火、禁煙区域の設定を行う。

④ 火災危険の早期発見と改善

ア 定期的に防火診断を受ける。

イ 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

⑤ 火災警戒を厳重にする。

ア 不審者等の侵入を防ぐため、塀、柵を整備する。

イ 巡視のための監視員を置く。

ウ 巡視経路を設置する。

⑥ 火災の起こりやすい箇所に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつば、火鉢、こたつ、こんろ、かまど煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

⑦ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

防火管理計画、火災防御計画、教養訓練計画

(2) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、次のとおり消火施設の整備に努める。

- ① 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるよう設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した機種を選択する。
- ② その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- ③ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

(3) 文化財防火デーの計画

市教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、次のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

① 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。

新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会等

② 火災予防対策を指導する。

ア 消防計画の作成，検討

イ 電気設備，火気使用箇所等の点検整備

ウ たき火，たばこ等火気使用禁止区域の設定

エ 各種消防用設備等の点検整備

オ 上記の防火診断，その他火災予防措置として必要な事項

③ 防火訓練の実施

ア 消防機関の協力を求め，指導を受ける。

イ 防火訓練は，通報，消火，重要物件の搬出，避難等を総合的に行う。

ウ 不備の箇所を是正する。

④ 消防実技講習会を実施して，消防技術の向上に努める。

⑤ 実施状況を報告する。

2 文教施設に関する事前措置

(1) 市は、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。

(2) 美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、地区公民館の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、市全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

(1) 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ① 被害状況の調査及び情報収集活動
- ② 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の搬送
- ③ 被災者等の救出
- ④ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- ⑤ 住民に対する情報伝達活動など

(2) 運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、消防職員により編成した防災航空隊の訓練、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携を並行して進める。

3 災害応急対策体制の構築

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えとして、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源等の情報を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

4 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

第11節 複合災害対策体制の整備

第1 県及び市町村等の複合災害対策

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

市は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第12節 災害対策基金管理体制の整備

市は、災害救助関係費用の支弁に関する財源をはじめ、災害対策に要する経費の財源に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、適確な運用を図る。

第1 財政調整基金の積立

市は、地方自治法及び地方財政法の規定により、財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあてる。

第3章 市民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から市民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

このため、市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発（総務課，教育委員会，消防本部）

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

第1 市民に対する防災教育

1 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発

県民防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、市民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

市が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用して行う。

- ① ラジオ，テレビ，防災行政無線
- ② 広報紙，印刷物（チラシ，ポスター等）
- ③ 映画，ビデオ，スライド
- ④ 講習会，パネル展示会等の開催
- ⑤ 県防災研修センター（防災出前講座等）
- ⑥ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

市民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね次のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

① 市民等の責務

ア 市民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し、及び協働すること。

イ 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し、及び協働すること。

② 地域防災計画の概要

③ 災害予防措置

ア 家庭での予防・安全対策

- ・ 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、口腔ケア用品等の備蓄
- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- イ 出火防止，初期消火等の心得
- ウ 家屋内，路上，自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
- エ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動，緊急避難場所や避難所での行動
- オ 災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと。
- カ 災害危険箇所の周知
- キ 避難路，緊急避難場所等及び避難方法の確認
- ク 負傷者，要配慮者等の救助の心構えと準備
- ケ 船舶等の避難措置
- コ 農作物の災害予防事前措置
- サ その他

④ 災害応急措置

- ア 災害対策の組織，編成，分掌事務
- イ 災害調査及び報告の要領，連絡方法
- ウ 感染症予防の心得及び消毒の方法，清潔方法等の周知
- エ 災害時の心得
 - ・ 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - ・ 停電時の照明
 - ・ 非常食料，身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - ・ 屋根・雨戸等の補強
 - ・ 排水溝の整備
 - ・ 初期消火，出火防止の徹底
 - ・ 避難の方法，避難路及び緊急避難場所等の確認
 - ・ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所等での支援
- オ その他

⑤ 災害復旧措置

⑥ 被災地支援

⑦ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお，市その他防災関係機関は，「県民防災週間」，「防災週間」（「防災の日」を含

む1週間)、「防災とボランティア週間」(「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日)、「津波防災の日」(11月5日)に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校、高等学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター(含防災出前講座)や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

市は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日頃から各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品、非常持出品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的実施 (総務課, 消防本部)

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び市民等の参加者により実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、次の内容が考えられる。

- ① 動員訓練, 非常参集訓練
- ② 通信連絡訓練
- ③ 水防訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 医療・救護訓練
- ⑥ 給水・給食(炊飯)訓練
- ⑦ 輸送訓練
- ⑧ 消防訓練
- ⑨ 広域応援協定に基づく合同訓練
- ⑩ 流出油災害対策訓練
- ⑪ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

(3) 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、枕崎警察署に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道

路における通行を禁止又は制限できるよう協議し、協力を得るものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

(1) 市等が行う訓練

ア 市の総合防災訓練

市は、市域の防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、近隣市町等と合同で実施する。

ウ 水防訓練

市は、水防計画に基づき、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。

エ 非常通信訓練

市は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

オ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期、台風期前）に実施するよう努める。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するよう努める。

(4) 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、

かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために広域防災訓練を実施する。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から20日以内に市防災会議会長に報告する。

◆防災訓練計画（例示）

訓練種別	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	県 市 関係機関	台風襲来期若しくは最も訓練効果のあると思われる時期	広範囲にわたり災害が発生すると予測される地域、若しくは訓練効果が期待されると思われる地域	県，市，隣接市町，警察，自衛隊，その他関係指定公共機関及び地域住民が一体となって，災害を想定し予測される事態に即応した地震及び風水害等の総合防災訓練並びに応急対策活動を実施する。
水防訓練	市 枕崎市消防署 消防団	水害が予測される時期前	水害危険区域	図上訓練及び実地訓練，必要に応じて県及び関係諸機関と合同で実施する。他の訓練との併合も考慮する。
消防訓練	消防本部 消防団	必要かつ適切な時期	火災危険地区	図上又は実地訓練を団及び分団単位で適宜実施する。他の訓練との併合も考慮する。
災害救助訓練	県，市 消防機関 関係指定公共団体等	必要かつ適切な時期	被災のおそれのある地域の適当と思われる場所	災害想定により，救助・救援を円滑に遂行するために，医療，救護，人命救出，炊き出し，その他関連活動を個別に又は併合して実施する。
災害情報連絡及び通信連絡訓練	各部 各機関	適宜	適宜	気象予警報，各種情報，指示命令及び報告等を円滑に行うために実施する。
非常参集訓練 動員訓練	各部 各機関	適宜	適宜	応急対策を円滑に行うため必要な職員等を迅速かつ確実に招集できるように実施する。
避難訓練	各部 各機関	適宜	適宜	被災のおそれのある地域内及び学校，育児施設，病院，集会所等の建築物の人命保護を目的として実施する。

第3節 自主防災組織の育成強化 (総務課, 消防本部)

災害を未然に防止又は軽減するためには、市、県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は、自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入し、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守るという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の箇所を重要推進地区とする。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる被害が見込まれる地区
- ② 土石流危険渓流のある地区
- ③ 山地崩壊危険区域のある地区
- ④ 家屋密集等消防活動困難地区
- ⑤ 地盤振動・液状化危険のある地区
- ⑥ 津波危険のある地区
- ⑦ 工場等の隣接地区

- ⑧ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ⑨ 土砂災害警戒区域等のある区域
- ⑩ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ① 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ① 自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ③ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

① 平常時の活動

- ア 防災活動に関する知識の普及
- イ 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- ウ 情報の収集伝達体制の確立
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- カ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

② 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集
- イ 住民に対する避難指示等の伝達, 確認
- ウ 責任者による避難誘導
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 出火防止及び初期消火
- カ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動の担い手として、防災活動をさらに魅力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物、劇場、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を貯蔵若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ① 中高層建築物、劇場、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止に当たることが必要な施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、大型店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権限を

有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

① 平常時

ア 防災訓練

イ 施設及び設備等の点検整備

ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

ア 情報の収集伝達

イ 出火防止及び初期消火

ウ 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (総務課)

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化 (総務課, 福祉課)

風水害等の大規模災害時には、個人のほか専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 市における連携体制の整備

市は、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 市による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、住民の防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティアの登録・把握

市は、平常時から、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

(3) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(4) 消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合

同訓練等に努めるものとする。

2 ボランティアの種類と活動内容

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動の全てを市において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体等との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

(1) 一般労力提供ボランティア

- ① 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- ② 避難所の運営への協力
- ③ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ④ 清掃等の衛生管理

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ① 災害支援ボランティア講習修了者
- ② アマチュア無線技士
- ③ 医師， 歯科医師， 薬剤師， 看護師， 保健師， 助産師等
- ④ 建築物の応急危険度判定技術者， 宅地の被災等危険度判定技術者， 土砂災害の危険度判定技術者
- ⑤ 航空機， 船舶， 特殊車両等の操縦， 運転の資格者
- ⑥ 通訳（外国語， 手話）

第6節 企業防災の推進 (総務課)

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、市及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保 (総務課, 福祉課)

高齢者や乳幼児, 病弱者, 心身に障害を持つ者, 外国人, 観光客, 旅行者等は, 災害時に迅速・的確な行動が取りにくく, 被害を受けやすいことから「要配慮者」と言われている。

また, 今後も, 高齢化や国際化の進展, 高速交通網の発達による市内への流入人口の増等に伴い, 「要配慮者」が増加することが予想されることから市, 県及び防災関係機関は, 平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における災害時要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

市は, 要配慮者を把握するとともに, 災害時避難行動要支援者避難支援プラン(平成29年2月28日)に基づく要支援者名簿を作成し, 必要に応じて個別避難支援プランを作成するとともに, 個々の避難支援に対して迅速かつ安全に行えるよう体制の確立を図るものとする。

なお, 要配慮者の避難の迅速化と安全の確保のため, 自治公民館, 自主防災組織及び民生委員についても掌握しておくものとする。

各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び整理し, 要配慮者の実態把握と関係課等間での共有化を図る。

特に, 避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については, 避難行動要支援者名簿を作成し, 把握に努める。また, 要配慮者に関する情報等は, 自主防災組織や自治公民館等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は, 市地域防災計画に基づき, 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下, 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し, 避難行動要支援者名簿を作成する。また, 避難行動要支援者名簿については, 地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう, 定期的に更新するとともに, 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう, 名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導, 安否確認

市は, 市地域防災計画において, 避難行動要支援者を適切に避難誘導し, 安否確認等を行うための措置について定める。また, 安全が確認された後に, 避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために, 運送事業者等の協力を得ながら, 移送先及び移送方法等について, あらかじめ定めるよう努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態等に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの避難支援者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、住宅で生活している高齢者や障害者等の居宅の状況に接することのできる地域包括支援センターや市内の各福祉施設、また、民生委員等に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

市は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。